令和3年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第4号)

〇議事日程〔第4号〕 令和3年9月17日(金曜日)午前10時0分 開議						次長兼議事係長			栄	彦
		日(金剛	星日) -	午前10時0分 開議		哲主幹兼庶務係長	黒	田	祐	子
※開議宣				des de 61	主	事	今	村	菫	花
日程第1			-	申し出の件	0=1/55					
_ <	(第52号議案から第54号議案まで) 第40号議案から第51号議案まで					ため議場に出席した			<i>L</i> -1	
日程第2					市	長	•	々木	敏	チ
	,			員長報告等に対する	副	市長	堤	-44-		<u> </u>
		• 討論	表決)			佐	藤	之	į
日程第3	第55号議案					\$事兼財政課長 	飯	沼	憲	_
	(提案理由説明・質疑・討論・表決)				•	画情報課長		山野	幸	Ī
日程第4	第56号議案					成活力創造課長 	小	野	政	7
_ <	(提案理由説明・質疑・討論・表決)				~ -	務課長	田	中	良	5
日程第5	意見書案第2号					民 課 長	黒	田	敏	ſ
	(提案理由説明・質疑・討論・表決)					険年金課長		久保	正	J
日程第6		書案第:				会福祉課長	田	染	定	
	(提	案理由該	朗・質	質疑・討論・表決)	•	育て支援課長	水	江	和	徝
日程第7	議員派遣の件について					康推進課長	清	水	栄	-
					人権	霍啓発・部落差別解消	推進課長	•		
〇本日の会			ŧ				後	藤	史	
議事日程	に同じ				環境	境 課 長	尾	形		禾
					商	工観光課長	河	野	真	-
〇出席議員	(16名)			農	業振興課長	Ш	П	達	ł
-	番	於り	い弘	治	耕一	地 林 業 課 長	早	\mathbb{H}	博	B
1		135 /		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	471 -	也你来陈氏	+	Щ	1.3	
2	番	毛利	川 洋			芝地域支援室長	首	藤	賢	
	番番				農業					Ē
2		毛利	<u>.</u>	子勉	農業建『	芝地域支援室長	首、、	藤	賢	主生
2 3	番	毛和中原	· 建	子勉	農業 建 i 都 i	类地域支援室長 設 課 長	首永	藤松	賢史	を
2 3 4	番番	毛利用	圣 健 日 健	子 勉 一	農業 建 i 都 i 上 ·	美地域支援室長 設 課 長 市 建 築 課 長	首 永 清 本	藤松水田	賢史英督	在
2 3 4 5	番番番	毛 中 見 井 ノ	建 建 憲 輝	子 勉 一 治	農業 建 i 都 i 上 ·	送地域支援室長設課長市建築課長下水道課長	首 永 清 本	藤松水田	賢史英督	在 フー
2 3 4 5 6	番番番番	毛中黒井川	建 憲 輝 信	子 勉 一 治 之 也	農業 建	送地域支援室長設課長市建築課長下水道課長	首 永 清 本 地域産業	藤松水田課	賢史英督	在了一下
2 3 4 5 6 7	番番番番番番	毛 中 馬 井 阿 土	2日1	子勉一治之也文	農業建計工地域会計	芝地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 文総務二課長兼水産・	首永清本地域産業阿佐	藤松水田長部木	賢史英督幸	音など言
2 3 4 5 6 7 8	番番番番番番	毛中黒井阿土成	2日 1	子勉一治之也文晴	農業建計工地域会計	芝地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 大総務二課長兼水産・ 十管理者兼会計課長	首永清本地域産業阿佐	藤松水田長部木	賢史英督幸	音をひこ
2 3 4 5 6 7 8 9	番番番番番番番	毛中黒井阿土成中 上成中	是日1	子勉一治之也文晴彰	農業電子	芝地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 大総務二課長兼水産・ 十管理者兼会計課長	首 永 清 本 地域産 阿 佐 員事務 后	藤松水田畏部木長	賢史英督幸真	き 在 フニー 事 浄ー 信
2 3 4 5 6 7 8 9	1 番 番 番 番 番 番 番 番	毛中黒井阿土成中松 山 二	是 司 耶 於 重 司 以 予 健 憲 輝 信 博 健 博 徳	子勉一治之也文晴彰	農建都上地会選農業	芝地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 文総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 大管理者兼会計課長 を管理委員会・監査委	首永清本業阿佐, 藤塩	藤松水田長部木長重	賢史英督 幸真 深康	百年 7 二 喜为 雪 号
2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河 山 山 三	是日本	子勉一治之也文晴彰久洋	農建都上地会選農業	送地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 大総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 十管理者兼会計課長 を管理委員会・監査委 を委員会事務局長 防本部消防長	首永清本業阿佐, 藤塩	. 藤松水田製部木長 重崎	賢史英督 幸真 深康	百年 7 二 喜为 雪 号
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安山 山 四	是日1	子勉一治之也文晴彰久洋	農建都上地 会選 農消	送地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 大総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 十管理者兼会計課長 を管理委員会・監査委 を委員会事務局長 防本部消防長	首永清本業阿佐, 藤塩	. 藤松水田製部木長 重崎	賢史英督 幸真 深康	下 在 7 二 平 河 一 雪 可 二
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安北 山 山 里 列斯	是日1	子勉一治之也文晴彰久洋行春	農建都上地 会選 農消委教育	芝地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長 大総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 大管理者兼会計課長 管理委員会・監査委 受員会事務局長 防本部消防長 員会	首永清本業阿佐·務藤塩榎 河	. 藤松水田長部木長 重崎本	賢史英督 幸真 深康	下 在 7 二 平 河 一 雪 可 二
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1番番番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安北河上, 人 山 四 男 山 男 山	是日1 8 4 章 日 4 5 章 6 7 章 6	子勉一治之也文晴彰久洋行春雄	農建都上地 会選 農消委教育	送地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 十管理委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長	首永清本業阿佐·務藤塩榎 河	. 藤松水田長部木長 重崎本	賢史英督 幸真 深康	百名 7 二 一
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	1番番番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安北河菅山上,	是日1 8 4 章 日 4 5 章 6 7 章 6	子勉一治之也文晴彰久洋行春雄	農建都上地 会選 農消委教教	送地域支援室長 設課長 市建築課長 下水道課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 十管理委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長 を委員会事務局長	地 員 汗 不 業 阿 佐 務 藤 塩 榎 河 長	藤松水田長部木長 重崎本 野	賢史英督 幸真 深康賢	百 在 7 二 一
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	· 番番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安北河菅大山 上 山 工 山 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	是日1 8 4 章 日 4 5 章 6 7 章 6	子勉一治之也文晴彰久洋行春雄	農建都上地 会選 農消委教教 学	送地域支援室長 設課長 市建築課長 下水務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 十管理委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等委員会事務局長 等等。 等等。 等等。 等等。 等等。 等等。 等等。 等等。 等等。 等等	地 員 一课 课 不	. 藤松水田長部木長重崎本 野田	賢史英督 幸真 深康賢 克	まる フェー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	· 番番番番番番番番番番番番番	毛中黒井阿土成中松河安北河菅大山 上 山 工 山 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	是日1 8 4 章 日 4 5 章 6 7 章 6	子勉一治之也文晴彰久洋行春雄	農建都上地 会選 農消委教教 学文	度地域支援室長 設課長 市水水二課長 大総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 大総務二課長兼水産・ 大学理委員会事務局長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を委員会事務局長長 を変している。 で、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般の	地 員 一課 课	. 藤松水田長部木長重崎本 野 田藤	賢史英督 幸真 深康賢 克	. 言名 之二 善客 名 一 智 一 二 治 村

○議長(北崎安行君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

〇議長(北崎安行君) 日程第1、閉会中の継続審 査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会に おいて審査中の各決算認定議案について、閉会中の 継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の 第52号議案から第54号議案までについては、決算審 査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査 とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北﨑安行君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し 出の件の第52号議案から第54号議案までについては、 閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(北崎安行君) 日程第2、第40号議案から 第51号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅健雄君。

○総務委員長(菅 健雄君) 皆さん、おはようご ざいます。総務委員長報告をいたします。

去る9月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第40号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正 予算(第3号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳入予算の内容としては、国庫支出金、繰 越金、市債などで財源措置されており、補正額は1 億1,312万8,000円の増額で、補正後の予算総額は15 5億7,682万6,000円となっております。

歳出予算の内容としては、総務費では、香々地の 旧老人憩の家、香寿苑の長寿命化事業に要する経費 などが計上されています。

消防費では、県の高潮浸水想定区域等指定に伴い、 当該地域のハザードマップを作成する地震・津波等 被害防止対策事業に要する経費が計上されています。

次に、地方債補正については、香寿苑長寿命化事業の追加及び小規模給水施設等整備事業など限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「補正後の繰越金残高及び 前年度同期の対比について」の質疑があり、執行部 からは、「今後、補正財源として計上可能な額は6, 839万924円であり、昨年度同期と比べ1,658万6,195 円多い。法定積立分を加味すると、約1億3,300万円 多いことになる」との答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託 された部分については、提案の趣旨を認め、全員異 議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第41号議案、豊後高田市過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本市の持続的な発展を図るため、令和3年度から5年間の計画を策定するものです。審査の中で委員より、「新たな計画になり、財政面やその他のことで前と比べて有利になった点」について質疑があり、執行部からは「施設の統廃合に伴う集約化・複合化事業について、過疎債の特別枠が創設されたことは大きい。広域によるごみ処理施設整備負担金は、5年間で24億円見込まれるが、その財源とする過疎債がこれまでの一般枠とは別枠で配分されることは有利になる」との答弁がありました。

また、「計画における通学路の安全対策としての道路整備について」などの質疑がありました。

審査の結果、第41号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第44号議案、豊後高田市個人情報保護条例及び豊 後高田市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改 正については、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律の一部改正に 伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第45号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第45号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第46号議案、豊後高田市基金条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。 報告中に6,839万924円と申しましたが、6,830万9 24円に訂正させていただきます。大変すみませんで した。

〇議長(北崎安行君) 社会文教委員長、毛利洋子 君。

〇社会文教委員長(毛利洋子君) 皆さん、おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る9月14日、社会文教委員会を開会し、本会議 から付託されました議案5件の審査結果を報告いた します。

第40号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正 予算(第3号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳出予算の主な内容としては、民生費では、 高齢者施設等の水害対策強化事業などの地域介護・ 福祉空間整備等施設整備事業に要する経費が計上さ れています。

衛生費では、老朽化したごみ清掃工場の補修工事 に要する経費などが計上されています。

教育費では、小中学校におけるタブレット端末の 通信環境を改善するため、新たなネットワークを構 築する事業に要する経費などが計上されています。

次に、債務負担行為補正として、ごみ清掃工場補 修工事請負費及び学校給食調理・配送及び洗浄等業 務委託料などの追加が行われています。

審査の中で委員より、「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について」の質疑があり、執行部からは「施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるように整備するものが1施設で、対象事業所名は医療法人積善会のグループホーム和の里である。また、大雨等の災害に備えて利用者等が円滑で安全な避難ができるように、エレベーターを整備するものが2施設であり、対象事業所名は社会福祉法人積善会のグループホームやすらぎの里と認知症対応型デイサービスセンターやすらぎの里である」との答弁がありました。

また、「ごみ清掃工場の補修工事の方法について」の質疑があり、執行部からは「今回補修を行う灰出しコンベアとバグフィルターは2基の焼却炉の最終的な部分になるため、2基の焼却炉の稼働を停止させ補修をする必要がある。補修期間は1週間程度を見込んでいるが、ごみの収集は止めずに対応したい」との答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託

された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案及び第43号議案、公の施設の指定管理 者の指定については、真玉体育センター及び香々地 体育センターの施設の目的を効果的に達成するため、 当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定す るものです。

審査の結果、第42号議案及び第43号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第48号議案、豊後高田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正については、新たな指定ごみ袋を導入するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

〇議長(北崎安行君) 産業建設委員長、土谷信也 君.

○産業建設委員長(土谷信也君) おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る9月15日、産業建設委員会を開会し、本会議 から付託されました議案4件の審査を終了しました ので、その結果を報告いたします。

第40号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正 予算(第3号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳出予算の主な内容としては、衛生費では、 市内2地区の小規模給水施設改修工事の経費が計上 されています。

農林水産業費では、ボタンボウフウの産地化拡大 を図る事業に要する経費及び原木シイタケの生産を 支援する経費などが計上されています。

商工費では、香々地夷地区の遊歩道整備に必要な 測量設計に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「ボタンボウフウ産地化推 進事業の実施場所及び現在栽培されている方と新た に任用する地域おこし協力隊の体制について」の質疑があり、執行部からは「事業の実施場所は、現在、香々地松津地区でボタンボウフウを栽培している土地の周辺を0.8~クタール開墾し、現地で栽培されている方と地域おこし協力隊が一つのチームとして育苗から出荷まで行うことを考えている」との答弁がありました。

また、夷地区の観光拠点施設整備の事業内容についての質疑があり、執行部からは「夷地区の山の尾根伝いに1.5キロメートルほどの遊歩道整備を想定し、測量設計費を計上しているが、展望台を含めどういった整備を進めていくのか検討段階である」との答弁がありました。

審査の結果、第40号議案のうち、本委員会に付託 された部分については、提案の趣旨を認め、全員異 議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市工場立地法地域準則条例 の制定については、工業用地の有効活用及び企業誘 致の促進を図るため、必要な事項を定めるものです。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第50号議案、豊後高田市並石ダムグリーンランド 条例の一部改正については、並石ダムグリーンラン ド内のふれあい広場の利用促進を図るため、所要の 規定の整備を行うものです。

審査の結果、第50号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第51号議案、豊後高田市都市公園条例の一部改正 については、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定 の整理を行うものです。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

〇議長(北崎安行君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑 に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北崎安行君) 質疑なしと認め、質疑を終

結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでしたが、討論はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

第48号議案、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正議案について、賛成討論をいたします。

一言で言うならば、現在、豊後高田市では有料ごみの指定袋は大きいものと小さいものの2種類です。 大きいものは最高45リットル入るもので、1枚25円、小さいものは30リットルで15円です。それを今回、新たに20リットル入りの1枚10円の袋を導入しようという条例改定案です。一部、共産党はごみ袋有料化に反対したのに、今度は賛成するかという疑問の声もありましたので、これまでの経過、なぜ今回この議案に賛成するか、意見を述べて討論をしたいと思います。

思い起こせば、1971年4月の市会議員選挙で豊後高田市で初めて日本共産党が議会に議席を得ました。 候補者の段階から豊後高田のごみ行政を問題にしてきましたが、大分県下を調べてみましたら、ごみが有料で収集しているところは市段階では豊後高田市と竹田市だけでした。当時、水之江市長でしたけれども、このことを問題にして、無料化すること、全市的にごみ収集を市の責任で行うことを要求して頑張ってきましたけれども、水之江市長当時は、ごみ収集はほんの市街の一部の人だけだから、無料にするというのは不公平になるということから、とうとう4年間無料化を実施しませんでした。同時に、ごみ処理施設も犬田にありまして老朽化しており、小さいものでしたので、そうごみを収集しても処理できないということもありました。

その後、佐々木徳義市長、現市長の父親ですけれども、代わりましてから、高田、真玉、香々地、大田、4市町村で広域事務組合を結成をして、1日35トンごみが処理できる新しいごみ処理場を草地の長添に建設することになりまして、1977年の3月末に完成しましたが、稼働を始めたのは7月からです。

そして、ちょうど1年後の6月議会で私は実態調査をしまして、当時の佐々木市長に提案したのは、3 5トンのごみ処理施設を造ったけれども、1市2町1村でごみが集まっておったのは、収集して処理して おったのは、1日に9トンから11トンなんです、平均したら。そういう状況で、やはり市内でも、当時は高田小学校区と桂陽校区、呉崎の一部だけでした。あとは、ごみ収集をしておりませんでした。

そして、何とかバックマスターなども購入して、全市的にごみ収集をし、無料化すべきじゃないかということで議論をしましたが、当時の会議録を夕べ読んでみましたけれども、佐々木市長は、ごみの無料化をするために全市で収集体制を整えると。一定の時間がかかるけれども、その年の、来年の4月からは全市収集で無料化するということを表明しました。実際にその79年の4月から全市的に無料化が始まりました。

倉田市長も長く市長を務めていただきましたけれども、もう退任間際の頃に、指定ごみ袋を1996年4月から実施をすると。その当時、大が幾ら、小が幾らと、今よりもずっと安い単価ですけど発表しました。

それに対して、96年の3月議会の一般質問で、これを大問題にしましたら、当時の大分合同が4段抜きで書きました。記事を夕べ読んでみて、もうびっくりしました。最近はそういう記事は高田ではありませんね。

結局、私の追及に対して、まだ市民の説明会も半分ぐらいしかできてないし、不徹底ということで、結局、導入撤回を求めたんですけども、当時の倉田市長は導入を凍結するということになりまして、大分合同を賑わせました。

そして、永松市長になりましてから、何度も議論がありましたけれども、最終的には2004年の12月議会で、補正予算で永松市長は大きい袋1枚25円と、小さい袋15円の袋を作るということで、製造費、製造するための予算を出したんです。

これに対して、私はこの場で反対討論をしましたけれども、私に賛同した議員が2人おりました。1人だけの反対ではないんです。でも、当時の永松市長は、2005年の7月から、現在使われております有料指定ごみ袋を強行しました。市民の間からは相当反発がありました。

その後、日本共産党は初めて婦人の議員、甲斐明 美議員が議会に進出してから、2015年の6月議会で やっぱり市民の声を取り上げて、お年寄りの家庭と か独り暮らしの家庭では、ごみが少ないと。少ない のに大きい袋を買って出すのはもったいないと。ご みの減量化のためにもやっぱりそういう方々のため に、もう1つ、今の半分ぐらいのごみ袋を作って、 安い単価で市民に交付するようにしたらどうかとい う提案をしました。

ところが、ずっと夕べまた会議録を読み直してみましたけれども、永松市長は、新しいごみ処理場、いわゆる宇佐・高田・国東で、宇佐の大堀に建設すると計画が上がっているんで、新しい処理場ができた段階でどうするかということで、今から3市で検討するという趣旨の答弁を繰り返してきました。とうとう永松市長時代には、この小さい袋はできませんでした。

佐々木市長に代わってからも、私もごみ収集は、 法律でもう市町村の義務、固有義務なんだと。処理 は広域圏でやることもできるよと、法律的にね。処 理は3市でやっても、集めるのはそれぞれ市町村が やるんだから、袋の大きさだろうと、値段だろうと、 市町村が決めることだという議論をしました。

特に、佐々木市長に代わりましたから、永松市長時代のあの草地のごみ処理施設についての修理費が、この前も議論しましたように、年平均で6,250万円ほどになるぐらい、毎年毎年、市民の税金が費やされました。

しかし、佐々木市長になったら、最初の年が1,00 0万円、次の年が2,000万円、3年目、4年目はゼロで決算を終わっています。だから、そのことも問題にしまして、ごみ袋が今25円と10円なんだけども、これもその経費節約できた分を使ってやれば、市民の負担軽減になるじゃないかと。無料にするとか、いろいろそういう方法で考えるということも議論しましたけれども、佐々木市長はそれを実施するという答弁は表明しませんでした。

しかし、今回、高齢者とか独り暮らしとか、ごみ 出しの少ない家庭に対して、改めて新たに小さな袋 を導入するという、佐々木市長は決断をしましたが、 そのことは評価をいたします。永松市長時代ではで きなかったことです。

しかも、私、県下の全部資料を集めて研究してまいりましたけれども、今、20リットルの袋、いわゆる今度、豊後高田市が作る袋ですね、20リットルなんです。これを導入しているのは、高田以外で8市あります。中津の条例では20リットルをつくることになっている。それで9市、豊後高田で10。14市のうちで20リットルのところが10市になります。まだ中津はコロナの関係があって、いつから実施するかは決まっておりません。料金だけ決まっています。

実は、永松市長時代に、永松流の持論では、ごみを3市で共同して処理するから、ごみ袋も統一するということになるという議論でいきましたら、私調べてみましたら、国東は45リットルで420円です。10袋でですね、42円です。高田は25円、国東は42円なんです。で、小のほうの20リットルでいきましたら、宇佐は20リットルが1枚は22円です。これも大分県一です。小で大分県一が宇佐、大で大分県一は国東なんです。これに合わされたら市民の負担は大変なものだと思います。

しかし、佐々木市長は、今回20リットルの袋を、 宇佐は10枚で220円を、100円にすると。1枚10円で やると。この単価は大分県の中で一番安いのが豊後 高田になります。

よって、私どもが主張してきましたように、ごみの少ない家庭については、やっぱり市民負担を軽減すると。市民の利便性を考えて、今回、条例改定に踏み切った佐々木市長の功績を評価して、私は賛成します。

あとの問題は、もう全国的な問題になっておりますし、私も何度もこの場で議論しましたように、高齢者世帯や障がい者の世帯などで、自分一人でごみの集積所までごみを運び出すのは困難だという家庭については、市の事業として支援事業を全国で実施をしておりますが、これをやれば国から半額補助金をもらえる、そういう制度に国のほうも制度を変えましたので、これも何とか早急に実現することを要求して、この48号議案の討論を終わります。議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長(北崎安行君) ほかに討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北崎安行君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決する ものの各議案は、委員長の報告のとおり決すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。 よって、採決表の一括採決するものの各議案は、 委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長(北崎安行君) 日程第3、第55号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し 上げます。

第55号議案の令和3年度一般会計補正予算(第4号)につきましては、1億707万円の増額で、補正後の予算総額は156億8,389万6,000円となります。

補正予算の内容につきましては、商工費では、8 月20日付で配分のありました新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用 し、市独自の支援経費を計上しております。具体的 には、感染拡大による影響で今年の8月から9月に かけての売上げ等が前年度または前々年度の同月と 比べ20%以上減少している事業者に対しまして、法 人で上限20万円、個人で上限10万円の支援金を支給 いたします。

災害復旧費では、8月豪雨により被害を受けた農 地や農業用施設の災害復旧経費を計上するものでご ざいます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い 申し上げます。

〇議長(北﨑安行君) お諮りいたします。

本案について委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北﨑安行君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については委員会の付託を省 略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 16番、大石忠昭君。

〇16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭でございます。第55号議案について質疑をいたします。

5点ほどしたいんですけども、最初に5点全部質問をやって、あと再質問でようございますかね。いいですね。

それでは、皆さんにお分かりしていただけるよう に、予算説明書の歳入のところです、1番目は。

今回の補正予算は、市長が今説明したとおり約1億700万円です。そのうちに、コロナ関係での国庫支出金で2,936万2,000円とあります。

実は、前も財政課長から説明していただきまして、 豊後高田で佐々木市長がいろいろと市独自のコロナ 対策を実施をして、市民から喜ばれていますけれど も、国の地方創生臨時交付金についても、14市を比 べてみたら、豊後高田市のほうが交付率が非常によ いというような数値も出されたことがあります。 今回、新たに国のほうが各都道府県市町村に地方 創生臨時交付金を交付することになりましたが、豊 後高田市の場合は、この2,936万2,000円なのか、い や、まだ多いんだけど、今回はこれだけ提案してお るということなのか。

また、前回と同じように14市を比較して、いや、 豊後高田市は人口割から見ても交付率が高いほうな のか。いや、普通なのか。いや、今回低いか分かれ ば説明をしてください。それが1つです。

2つ目は、歳出です。歳出については、皆さん分かりやすいのは予算参考資料の中の1ページで、今も市長から説明がありましたように、コロナ対策で、2割以上減収があった事業者について、市独自で法人では20万円、個人では10万円を交付するという事業です。

それで聞きたいのは、この説明書では、上限20万円の方を150件、10万円の方を120件というふうに積算の根拠を出しております。こういう要旨を伴うわけなんだけども、宇佐でも、国東でも、前、20万円ずつ交付したことがありますね。

それで、豊後高田市でいうこの中小の事業者というのは、法人関係でどれぐらいあるうちの、今回は約150件を見積もるか。個人では、この中小事業者というのはどれぐらいあった中で今回120というのか、それが分かればと思うんですけれど、それが1つ。

もう1つの問題は、今回、法人では150件、個人では120件というように見積もった何か根拠があるのかどうかです。これは県などからの同種の助成を受けているところは省くと思うんです。いわゆる受けない。あるいは国でも50%以上とか、30%以上とかありましたけど、今回の場合は佐々木市長が20%以上の減収があったところということで、対象が広がりました。

それで、この150、120という数値の何か根拠があれば説明をしてもらいたい。

それから、次は耕地課の関係の事業で、今回約5,300万円の災害復旧事業費が提案されております。どういう事業かというのも農地とか、農業施設とか、ため池とかあるんですけれども、皆さんのためにこの事業、今回の5,300万円の事業の概要を簡単に説明していただきたいと思います。

それから、もう1つの問題は、その下の1,207万円 の事業費について、測量設計などなんですけれども、 これもちょっと市民に分かるように説明してもらっ たらと思います。 以上です。

〇議長(北崎安行君) 市参事兼財政課長、飯沼憲 一君。

〇市参事兼財政課長(飯沼憲一君) まず、臨時交付金の額についてでございますけども、今回、国から配分された金額の全額を今回予算に計上いたしております。したがいまして、留保している金額はございません。

あと人口一人当たりで、県内で比べて多いほうか 少ないほうかということでございますが、人口一人 当たりで単価を見てみましたところ、県内14市中、 3番目に多い値となっております。

以上でございます。

〇議長(北崎安行君) 商工観光課長、河野真一君。 〇商工観光課長(河野真一君) それでは、第50号 議案、令和3年度一般会計補正予算(第4号)のう ち、中小事業者事業継続支援事業についてのご質疑 にお答えいたします。

この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用し、市内に店舗、事業所等を有している中小事業者のうち、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う不要不急の外出や外食自粛による影響で、今年の8月から9月にかけての売上げが前年、または前々年の同月と比べ20%以上減少している事業者に対しまして、その二月分の売上げの減少の差額について、法人で上限20万円、個人で上限10万円の支援金を給付するものでございます。

対象となる業種は限定していませんので、農林漁業等も含め幅広い事業者が対象となりますが、あくまでも新型コロナの影響で今年の8月から9月の売上げが20%以上減少している方が対象となります。

なお、国の月次支援金、県の事業継続支援金の受 給者も対象となりますが、8月から9月にかけて実 施されています県の時短要請協力金を受給された事 業者の方は対象外となります。

中小事業者は何件あるかというご質疑でございますが、正確な数は今現在把握しておりませんが、市内で数百件以上事業者はあると思われます。

そのうち、今回のこの積算根拠についてでございますが、今回の積算根拠につきましては昨年この新型コロナ対策が始まった中でセーフティーネットと呼ばれます国・県の無利子融資等を含めた制度融資が始まりました。それはもう業種関係なく新型コロナで困った方が、事業者が誰でも使えるという幅広

いものを対象としたものと、またその制度融資を使った方に対しまして、大分県が応援金ということで支援金を交付したという事業がありました。それらの事業からその事業者はほとんど全ての業種でこれまで影響を受けた方が申請されていますので、その総数、また法人・個人の数から先ほど言いました今回の時短要請協力金の受給者と思われる数を引きまして、そこの数字から今回の積算で法人・個人併せまして合計で270件ほど見込んでいるものでございます。以上でございます。。

〇議長(北崎安行君) 耕地林業課長、早田博昭君。 〇耕地林業課長(早田博昭君) それでは、第55号 議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算(第 4号)のうち、耕地林業課所管の災害復旧経費についてご説明いたします。

今回の補正は、8月の秋雨豪雨前線による被災した農地及び農業用施設の災害復旧を行う工事費及び 災害査定に伴う実施から実施設計までの調査や測量 を行う費用でございます。

内容といたしましては、農地の畦畔が崩れて水が ためられない状態のところを1か所、井堰がエプロ ンや横の護岸が崩れた箇所等を復旧します。ため池 は洪水吐、俗にいう荒手の横の護岸が崩れて被災し たところの復旧を行う費用でございます。

補正予算の内容の補助率につきましては、先日の 8月31日、国からの通知によりまして、まだ激甚指 定の見込みということでありますので、まだ今回は 通常の補助率で計算しております。

以上でございます。

〇議長(北崎安行君) 商工観光課長、河野真一君。 〇商工観光課長(河野真一君) 先ほどご答弁申し 上げました中で、私が事業所の数につきまして数百 件ほどではないかというご答弁を申し上げましたが、 それは個人が入っておりませんでして、個人を入れ ますと市内全域で経済センサスに基づきますと、1, 100件ほどあるということでございます。

訂正申し上げます。

O議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 再質疑をいたします。

歳出の中小企業支援金についてです。

今、市長に続いて課長から説明があり、市民の皆さんはご理解できたと思うんですけども、その中で私はいわゆるこういう中小事業者というのは幾らあるかと。900件が1,100件に増えましたけど、何が聞きたいかといったら、今度は業種を問わないで8月、

9月が前年度や前々年度に比べてみて、コロナの影響で2割以上減収した事業者ですよということで、農林漁業も含めますとあったんですよ。それでその辺の理解が、農林漁業を含めますというのを私はコロナ対策で市独自の支援は農業者や漁業者については全然ないじゃないかということを問題にしてきましたよね。今度の商工観光課長の言う農業者や漁業者も含まれますというのは、この中で、いいですか、法人では150件、個人では120件、合計で270件を予定しとるわけですよね。その中にあなたの言う農業者でも漁業者でも入りますよというのはどれぐらい見込んでいるんですか。

もう一個が、1,100件と言ったんで、900件じゃなくて1,100件の中から270件が選ばれて予算化しとるわけよね。それが対象になるだろうということですよ。それはそれでいいんですよ。その時で私が言いたいのは、農業者・漁業者について、1,100件というのは農業者・漁業者というように言うならば、何件をいうのかね。今度の270件の中で、農業者・漁業者というのは何件を見込んでいるかという、それを聞きたいんです。

それと、もう3回しか質問できんで、もう1回ね。この財源の問題で、国からの臨時のふるさと創生臨時交付金は県下で人口割りでは3番目に多くもらったというからね、それはすごいことだと思います。しかしながら、今回、一般財源で1,263万8,000円を活用するわけですね。それで、この1,263万8,000円は財政調整交付金からだと思うんですけれども、これはこのことで、財政課長、これ使ったら、あとどれぐらい残るのかね。次の質問があるもんだから聞いとくんですよ。それだけ答えてください。

次に行きます。あと1回しかできませんので。

○議長(北崎安行君) 商工観光課長、河野真一君。○商工観光課長(河野真一君) それでは、事業継続支援金に係ります再質疑にお答えいたします。

まず、事業所の数でございますが、先ほど約1,10 0件と事業所数、経済センサスに基づきますと申し上 げましたが、このうち平成28年度の経済センサスの 中の農林漁業というのは43件でございます。

先ほど、今回の事業の積算根拠で申し上げました セーフティーネットと制度融資につきましては、これも特に業種の指定とかはございません。新型コロナで非常に事業の運営が困っていると。売上げが減少したことに伴いまして、制度融資というのは使えるんですが、それとか、あと大分県の応援金、こう いった数字に基づきまして、市内で今までいろんなこういう制度を使った総数から積算して、今回法人で150件、個人で120件というのを数字を出したものでございまして、そのうち、業種ごとの数字が幾らというのは把握できておりません。

以上でございます。

〇議長(北崎安行君) 市参事兼財政課長、飯沼憲 一君。

〇市参事兼財政課長(飯沼憲一君) 中小事業者事 業継続支援事業費に充てる一般財源の1,263万8,000 円は、おっしゃるとおり財政調整基金を取り崩して 使います。

この1,263万8,000円を取り崩したら幾ら残るのかというのは、財政調整基金の残額ということで理解をしておりますが、一応、年度末の見込みでありますが、予算上では28億1,133万483円でございます。

先ほど、最初のほう総務委員長から法定積立の話 もありましたけども、法定積立は1億7,800万円ほど ありますので、それをまだ予算計上しておりません が、年度末の見込みで言いますと29億8,940万6,483 円でございます。

以上でございます。

O議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 私は本当にコロナで2割以上減収して、これまでの国の制度や市の独自の制度にも該当しなかった方々について、やっぱり本当に2割以上の被害を受けている方については、今回で10万円、20万円も支給してもらいたいと思うんですよ。

それでもう1回お尋ねしますが、農家民泊がありますね。これ全国的に問題になっとるんですけど、農家民泊で今年の8月、9月のいわゆる夏休みということで、去年、一昨年の8月、9月の収入に比べて2割以上の方もおるんではないかと思うんですけども、そういう方も申請すれば該当するということでよいですか。

それから申請事務について、全国でもいろんな資金が支給されることになるけども、話だけは広がるけれども、実際に事業者に届くのはもう数か月遅れ、激しいのは半年遅れということで問題になっていますね。国のほうも次々と事務の簡素化に踏み切っておりますが、今回、豊後高田におきましても、これまでの経験を生かして、なるべくわずか10万円、20万円の支給ですから、事業者がより簡単で申請できるように、処理も早くしてもらって、早く10万円、20万円を支給するようにしてもらいたいと思いますが、

その辺どう考えているか。

それから、もう一つは、この申請者が今のところ は予算上では270件なんですけど、これ以上あった場 合にどうするかという問題がありますが、申請期日 なるものがあるんですかね。申請期日はいつまでと。 これ周知徹底をしなければ、一日間に合わなかった と、ある事業で私も相談を受けたけれども、もう一 日早かったらという、本当に豊後高田市でそういう 事例がありました。持続化給付金をもらえなかった という案件がありまして、もう本当に相談された市 民の皆さんに申し訳ないという気持ちがいっぱいな ので、今言ったようにいつまでなのか、なるべく本 当に2割以上の減収になった方がより多くの方が利 用できるようにしてもらったらと思うんですけども、 その時に予算上では270件の予算なんです。これ以上 オーバーした場合は次の補正予算なのか、あるいは 専決処分なのかでも、もう予算いっぱいで終わるん じゃなくて、本当に対象者が少なければそら少ない けどね。多かった場合は予算以上にあった場合は補 正予算、あるいは専決処分をしてでも、やっぱり本 当にコロナで困っている事業者については、10万円、 20万円を支給すべきだと思いますがその辺どうなの。 以上です。

○議長(北崎安行君) 商工観光課長、河野真一君。○商工観光課長(河野真一君) それでは、中小事業者事業継続支援事業に対します再々質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、農家民泊等は対象になるかというご質疑でございますが、今回のこの事業につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、今年の8月から9月にかけての売上げが新型コロナの影響で20%以上減少したという事業者の方が対象となります。

したがいまして、天候不順とその他の理由で減少 したというのは対象外ということでございます。

農家民泊で前年、もしくは前々年に比較して8月から9月の売上げが2割以上減少しているということであって、まず事業の対象となる前提が、確定申告等の事業等の所得を申告しているということが大前提でございますので、申告があって事業所得として認定されるもので減少してあれば、対象となるということでございます。

申請事務につきましては、議決をいただいた後、 準備に入りまして、10月1日から12月28日までの年 内いっぱい、28日までですが、その期間を受付して いきたいと思っています。と言いますのは、先ほど 言いましたように8月から9月の売上げが確定しませんと判断ができませんので、9月の売上げが確定した後、10月から12月28日までの長期にわたって申請を受付けたいということでございます。

速やかに申請の処理をどうするのかということですが、申請方法としましては直接商工観光課に書類を持って持参していただくか、または新型コロナの対策ということもありまして書類を郵送していただくか、またはオンライン、県・国がほとんど今現在、オンライン申請でやっていますので、オンラインで書類を添付して申請いただくというようなやり方になろうかと思っています。

商工観光課のほうで審査いたしますので、これまでも先ほど言いましたセーフティーネットとか、家賃補助とかいろんな支援事業がありましたが、その審査も商工観光課のほうでやっていますので、そんなに審査に時間はかからない。

一番多いのはなかなか書類の不備が多くて、その書類をそろえるのが非常に時間がかかるということでございますので、詳しいチラシとかをつくりまして、ホームページや市報、そういうとこでどういう書類が必要なのか、それを周知徹底いたしまして、書類がそろっていれば申請自体はそんなにかからない。速やかに振り込んでいきたいと思っております。

予算がオーバーしたらどうするのかということに つきましては、現時点ではその想定はしておりませ んので、まだ白紙の状態でございます。

以上でございます。

- 〇議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。
- 〇16番(大石忠昭君) 次に行きます。

耕地林業課の災害復旧事業についてです。

今回は、今、説明がありましたように、農地1か所、農業用施設が3か所、ため池が1か所ということなんですけども、これも佐々木市長に代わってから、市長の勇断で昨年度から農地については一部負担があるけれども、あとの災害復旧工事については地元負担なしということになりましたね。

それで、今回の農地災害については1か所だけで、 水田の水漏れ云々という畦畔の補修ですわね。それ で、この8月の豪雨で今回提案されている1か所40 万円以上の事業が提案されておるんですけども、そ の以下ですね。いわゆる国の査定で国からの助成が ない事業、そういう災害地ちゅうのは、本年度は豊 後高田の場合はないんですかね、何件かあるんです かね。 これについて前回の3月議会でも、何とか今年度の災害に間に合うように豊後高田市においても、40万円以下の小規模災害についても市独自の助成制度をつくったらどうかということで議論してきましたわね。私の調べでは大分県でこの制度がないのは豊後高田市と国東市と豊後大野市の3市だけなんです。だけども、これは今回条例が提案されなくて残念なんですけども。実際に条例が提案されない豊後高田市はその事業を今年度はやれないけども、そういう対象の被害というのは、もうないというふうに見ていいんですか。それともあるけれども条例が間に合わなかったというように理解したらよいのか。

これはもう一つはね、やっぱりこの種の事業というのは、それは査定があって、それから設計してからといったように時間がかかりますけどね。受益者においてはなるべく早く着工、完成してもらいたいという要求箇所もありますわね。こういうものについて、それぞれどれぐらいの日程を考えているのか、説明できれば説明してください。

〇議長(北崎安行君)耕地林業課長、早田博昭君。〇耕地林業課長(早田博昭君)大石議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の40万円未満の小災害につきましては、今回の8月の秋雨前線による豪雨災害の中では、件数はゼロであります。申請も何も地元からの話も一切ありませんでした。今回の補正につきまして、本日の議決をいただければ速やかに測量等の委託を発注し、11月予定の災害査定、多分11月中旬にはなろうかと思いますけども、11月中旬の査定を受けて、その後年内に発注して、年度内3月末を目標に工事を終わらせたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) これで終わりますが、早田 課長が農家の立場に立って一生懸命やっていること も分かりましたので頑張ってもらいたいと思いますが、1件だけ、40万円以下の災害については今回は なかったということで安心しておりますけれども、今回間に合わなかったけど、やっぱり来年度に向けて、もしあった場合については、市独自の助成ができるような制度に向けて努力してもらいたいんですが、努力できますか。

〇議長(北崎安行君)耕地林業課長、早田博昭君。〇耕地林業課長(早田博昭君)再々質疑にお答えいたします。

40万円未満の小規模災害復旧事業につきましては、 来年度から実施の方向で、今、条例化にするのか、 補助金等の要綱にするのか、その辺関係部署と協議 しながら現在進めているところでございます。

以上でございます。

(○16番(大石忠昭君) どうもありがとうございました。終わります。)

O議長(北崎安行君) 質疑を続けます。

9番、中山田健晴君。

〇9番(中山田健晴君) 私のほうからは補正予算 の中小事業者事業継続支援金について質問します。

今回の補正4,200万円につきましては、中小事業者にとりまして大変心強い支援になるというように思っております。多分、市単独の支援事業としては、こういう形のは初めてだろうと私は認識しております。と言いますのも、一昨日の大分合同新聞の中で、県のほうでやはり継続支援金(第2次)が発表されまして、30万円と10万円という支援金を出すというように発表がありました。我々、商業者仲間でも、また会議所の中でも大変ありがたいなあと、今までは飲食店関係の方が大変打撃を受けておるということで、そちらのほうに支援事業が回っておりましたが、今回はそれ以外の中小事業者に支援の手が伸びたということで大変喜んでおります。

そこで1点ですが、県の補助金が9月末から請求が開始されます。市のほうが先ほどの説明では10月1日から12月末までということがありましたが、国・県の支援金につきましては、請求方法が今までオンラインでほとんど済んでおりました。また会議所のほうも事業支援するに当たりまして、ほとんどオンラインで済ませておりました。できれば今回のこの受給者に対しても請求方法をなるべく簡素化するように、迅速に処理するためにもオンライン上でやっていただくとありがたいなとそのように思っております。

今回の予算の中で、事業費4,200万円、一般財源から1,263万8,000円が補助されるようですが、これに対する事業効果はどのように考えておりますか。1つ質問します。

○議長(北崎安行君) 商工観光課長、河野真一君。 ○商工観光課長(河野真一君) それでは、中小事業者事業継続支援事業についてのご質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、国・県の事業支援金等の関係についてでご ざいますが、今回、先ほどもちょっとご答弁申し上 げましたが、国の月次支援金や県の事業継続支援金 につきましては、これを申請、受給されている方も 今回の市のこの中小事業者事業継続支援事業につき ましては対象となります。

ただし、夜間営業をされている方を対象といたしました、県の時短要請協力金支援金の第3期と第4期、8月から9月末までの対象にしたこの時短要請支援金の受給をされている方につきましては対象外。これはほかの支援、国・県の補助事業に比べまして、この時短要請がかなり金額が高額であるということから、平等性等の観点から除外ということになった次第でございます。

そして、申請の手続につきましては、これは内容的にも県の事業継続支援金とほぼ似ておりますので、基本的には県の事業継続支援金と併せておりまして、別にいろんな書類をつくらなくても済むような形で簡素化してまいりたいと思っています。

オンライン申請も、今までは市の家賃補助等いろいるありましたが、それにつきましてオンラインでは受付けておりませんでしたが、今回はオンライン上で受付のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

この事業効果についてでございますが、やはり今回、新型コロナがなかなか終息が見えない中で、なかなかお客さんが戻って来ない。また売上げが低迷しておりまして、そういった市内の事業者の方でもう事業をやめてしまわないように、事業をぜひとも継続していただけるようにというのが、今回の要件の一つでございますので、この支援事業が市内の事業者の方の事業継続に少しでも役に立てばというふうに思っていますし、効果もあるんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(北崎安行君) 9番、中山田健晴君。

〇9番(中山田健晴君) ちょっと一番心配された のが、9月いっぱいで国の支援金と県の一次支援金 が主要になりますので、その後、二次の募集があっ た時にこの市の補助金と支援金と大分県の支援金が 同時ではありません。同時請求ができるかどうか大 変気になりましたので聞きました。今、お答えの中 で同時に請求できるということで、多分事業者も大 変喜んでいるだろうと思います。

市内の中小事業者がやっぱし元気にならないと、 文化、いろんな事業等が今後とも続きませんので、 市政発展のためにもぜひこういった支援金も今後創 設できればお願いしたいと思います。 以上で終わります。

○議長(北崎安行君) ほかに質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

 O議長(北崎安行君)
 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

 O議長(北崎安行君)
 これにて討論を終結いたします。

これより第55号議案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。 よって、55号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(北崎安行君) 日程第4、第56号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

〇市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第56号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございまして、今年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に光門孝樹氏を新たに推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い 申し上げます。

○議長(北﨑安行君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。 よって、第56号議案については委員会の付託を省 略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北﨑安行君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北﨑安行君) これにて討論を終結いたします。

これより第56号議案を採決いたします。

お諮りします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。 よって、56号議案は、これに同意することに決し ました。

○議長(北崎安行君) 日程第5、意見書案第2号 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、中尾 勉君。

○3番(中尾 勉君) 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)について、提案理由の説明を申し 上げます。

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、コロナ禍への対応による住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、 子育て支援の充実、地域交通の維持・確保など、少 子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービ スに対する需要も、これまで以上に高まりつつあり ます。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざすよう国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますようお願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(北﨑安行君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、委員会の付 託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 16番、大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭でご ざいます。

意見書案第2号について、提出者の中尾 勉議員

に質疑をいたします。

今、総論の説明がありましたが、この意見書を読みますと11項目を衆参両院の議長や総理大臣、その他の大臣などに対して提出する意見書になっております。

私は長い間議員をしておりまして、今、豊後高田において、ぜひ地方財政の充実・強化で政府に求めてもらいたいのは、これ以外に大事な点でもう一つあると思うんです。それは国民健康保険税が高すぎるんですけれども、新型コロナウイルス感染の拡大により、その家庭の収入が3割以上減収した場合には、それを多いところでは全額、いわゆる国保税が数十万円あっても数十万円全額免除するということを国のほうで決めて昨年から実施をしております。その1世帯数十万円、国保税が減額されても、その財源は全額国が持っておりました。昨年度はですね。

ところが、今回、厚生省の通達を読んでみますと、 今度は違うんですね。民主商工会などから突き上げ をくらって若干変更がありましたけれども、最終的 には市町村が減免をした額の国が負担するのは今ま では全額だったけども、市町村が減免をしても4割 しか国が持たないということになったんですよ。

大分県の場合、これも問題になりましてね、あと残り6割は大分県で持つことになりました。実質的には豊後高田は市が負担をすることはないんですけれども、同じ地方財政の充実・強化に関する意見書を出すということになれば、11項目にもう1項目プラス、その国保税の減免措置というのは厚生省がやれということで推進をしているわけね。厚生省がやれと、実施しようというならば、令和2年度と同じように減免分は全額国の負担とすることという趣旨のことをつけ加えてもらったほうが、豊後高田市にとっても財政上有利じゃないかと、大分県にとっても有利じゃないかと思いますが、そうしてもらえないでしょうか。

以上です。

〇議長(北﨑安行君) 3番、中尾 勉君。

○3番(中尾 勉君) 現時点において、国保税の 部分については入れる考えはございません。

以上です。

〇議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 今、中尾議員から現時点では考えておりませんという答弁がありました。

これは今日議決をするんですよね。それで私調べてみましたら、九州市長会においても、今、私が指

摘した問題、これ国が4割しか負担しないというの はおかしいと。全額国保負担でやれということを九 州市長会でも議論をして、国に要請するようです。 意見書を上げるようです。

それを提案者の中尾議員にもう1回お尋ねしますが、今のところ考えていないということなんだけども、この私の指摘している九州市長会でもこれをやろうとしている問題について、必要性を認めるのか、認めるんなら休憩を取ってもらって、12項目めにそのことを1行書いてもらったらと思いますが、そうできないでしょうか。

以上です。

〇議長(北崎安行君) 3番、中尾 勉君。

○3番(中尾 勉君) 現時点という言葉の選び方が悪かったのかもしれませんけども、この第3号でまた同じような全国議長会からの意見書案もありますが、その中にも保険税の部分については明記をされておりませんので、今回は提出、追加する考えはございません。

以上です。

O議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 追加する考えがないという 答弁があったんですけど、非常に残念です。あとの 意見書も趣旨は同じ形でお二人ともなっているんで すけど、それは全国議長会から、今、後ぐらいで説 明があると思いますけども、そのことを言っているんじゃないです。今、中尾議員が提案者になって、 2人おれば誰でも提案できるわけなんですけど、私 ども全然相談を受けておりませんので、あえて聞いているんです。

もう一回聞きますけど、九州の市長会でも、私が 今言っていること、必要性を認めて国に意見書を出 すと、国から6割分を全部出してくれと。6割を県 に負担させるのはおかしいじゃないかという態度表 明をして、国の政治を動かそうとしているんです。 その時に、今、中尾議員は11項目を提案しているか ら、もう1項目提案したらどうかということで、そ の必要性を認めるかということについては何もない、 必要性は必要ないということなんですか。

追加しないというのは分かったんだけど、必要がないんですか。あなたも市の職員をされておったから分かると思うんです。この問題は大きい問題と思うんです。必要があると思うのか、ないと思うのか。ないでやらないでも、あるけれども今度は間に合わないのか、休憩を取ればできることじゃないですか。

もう1行、国保税の減免措置についても、その財源 は国が100%交付することと入れればできるんじゃな いですか。

以上です。

〇議長(北﨑安行君) 3番、中尾 勉君。

○3番(中尾 勉君) 追加をする考えはございません。

以上です。

(○16番(大石忠昭君) 議事進行でお願いします。)

O議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 今の議長、答弁聞いてどう 思いますか。私の質問に答えていると思いますか。 追加しないかどうかということは、もう前に、しな いということで聞いているから、必要性を認めます か、どうかということを聞いたんです。そのこと全 然ないんです。九州市長会も必要だということをや ろうとしている、私ども議員の長い経験から言って いる。あなたも市の職員、長い経験がありますから、 その経験を生かしても必要があるんじゃないですか と、必要性について聞いたんですよ。答えさせてく ださい。

O議長(北崎安行君) 3番、中尾 勉君。

○3番(中尾 勉君) 今の段階では、九州市長会からも出るというふうなお話でありますけども、今の段階では、必要あるかないかについては、ないと申し上げるしかないというふうに思っています。提出をしないという意味ではです。

以上でございます。

(○16番(大石忠昭君) 議長、終わります。)

○議長(北崎安行君) ほかに質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) これにて討論なしと認め、 討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号を採決いたします。 お諮りいたします。

意見書案第2号は、原案のとおり決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。 よって、意見書案第2号については、原案のとお り可決されました。

○議長(北崎安行君) 日程第6、意見書案第3号 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

15番、菅 健雄君。

○15番(菅 健雄君) 意見書案、提案理由の説明 をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財 源の充実を求める意見書(案)について、提案理由 の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域 経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度にお いても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない 厳しい状況に直面しております。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、 地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした 社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将 来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められ、 その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれております。

よって、令和4年度地方税制改正に向け、十分な一般財源総額の確保などを確実に実現されますよう、強く国の関係機関に要望したいため、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長(北﨑安行君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北崎安行君) ご異議なしと認め、よって 意見書案第3号については、委員会の付託を省略す ることに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。意見書案第3号について、提案者に質疑をいたします。

今月の9日の日に一般質問がありまして、その後、 各派代表者会議がありました。その席で、事務局長 からこの全国議長会から各議長宛てに依頼している 依頼文書、それから意見書案について配付してもら いました。その時は私は全文を読んでおりません。 読んでこのことについて中身について議論というのは、一つ一つ5項目についてはなかったと思います。

しかしながら、新しく全国議長会のこれだけでも、 今、豊後高田の状況を見ても、同じ提案をするんな らばもう1項目、先ほど議論しました国保税の減免 分について、全額国庫負担にするようにというのを 追加してもらえないかということで、議長一任とい うことになったと思うんです。議長からその後、一 言も何も言葉はありません。

よその場合を見ましたら、例えば宇佐市なんかは、 正規の総務委員会で議論をして修正をしております。 全面修正しています。原文のままじゃありません。 これは、全国でも日本共産党は、賛成したとこと反 対したとこあります。それは全部理由があります。

私、それで、質疑ですから、菅議員から提案がありましたけども、菅議員は北﨑議長から直接会って、この代表者会議で大石から出された問題で、北﨑議長一任となったんだけどどうなったということを、北﨑議長から菅議員がお聞きになって了承したのかどうか、ここが一つです。

それから、2つ目は、5つの項目なんですけれど も、私、改めて今日議題になるということで読み直 してみましたけれども、どうも私の能力では理解で きない部分があるんです。それで、提案者のほうで 2人、提案者ともう1人、賛同者が黒田議員になっ ていますかね。2人とも協議した結果、一つは固定 資産税の問題で、2項目めと3項目めのことで、現 在はコロナで減収をしたという方については、固定 資産税の土地代についても償却資産の問題について も減免措置があるんです。この2つの内容では、そ の減免措置はもう続けてくれるなと、これでぶっ止 めろという要求なんですよ。そうすると、ぶっ止め られたら、皆さん、コロナが今年で終結するかどう かは全く分からないでしょ。そうなりますと、それ はせっかく減額になって喜んでおったけれども、こ れでいったら、もう今年限り、来年からやりなさん なということになったら、市民はまた元に戻って固 定資産税を払わなくてはならない事態になるんじゃ ないかというように理解するんです。

これは今度は4番目のことで、自動車税について、 今もう排ガス規制の問題などで、特に環境破壊問題 が大きいもんだから、そういう特別な車については 自動車税を軽減しとるんですね。これも軽減するな ということを要求しているんです。そうすると、こ れまで軽減された人がされないことになるんじゃな いかと、負担増になるんじゃないかと思うんです。この趣旨でいったら、それは東京、大阪とか福岡とか、大きいところに、大分市でもそうです。大分市など、いわゆる交付税の措置を受けていない、交付税不交付措置されとるところについては、それは市民から直接もらったほうが財源は豊かになるけれども、豊後高田市などでは、減額しても、その分は交付税に反映されるから、そう市には影響はないんじゃないかというのは私の理解なんですけれども、提案者について、私がよく分からないので、分からんまま賛成とか、分からんまま反対はいかんけれども、今朝からちょっといろいろ勉強してみましたけれども、どうもこれは豊後高田市がこれをやることによって市民が、私たちは市民の側に立てば、これはよろしくないんじゃないかと。

宇佐は何かこの中で大幅修正したようですよ。だから、私のところは提案者の中で、総務委員会で議論したわけでもないですけど、菅議員と黒田議員で議論した結果なったのかどうか分からない。議長に一任したけど、議長がどういうことになったのか私は全然聞いていないから、今聞きたいんです。よく聞いていれば、相談があったならまた分かるけど、市民の側に立つならば、この項目を入れたら豊後高田市については、豊後高田市民が困るんじゃないかなということで、賛成はできないと私は思っておりますので聞いております。

以上です。

〇議長(北崎安行君) 15番、菅 健雄君。

○15番(菅 健雄君) 大石議員の現在の質疑に対してお答えいたします。

本意見書案は、全国市議会議長会から全国の市議会議長に対して提出依頼を行ったもので、本市においてもその内容に賛同し、本日上程しております。

また、その内容は全国市議会議長会の定期総会及 び地方財政委員会での議決に基づくものであります ので、その内容により意見書として提出したいと思 いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど大石議員から、議長から私と黒田議員に一任された経過のことをおっしゃられましたけど、その件については、議長との意見交換はなされておりません。

〇議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 議長、今の答弁を聞いて私 が納得すると思いますか。納得できないでしょ。

議長と菅議員の関係を聞いたんです。代表者会議

において議長一任となったんだけども、議長から私 も話がないよと。菅議員からも話が全くありません。

でも、その中では、私は国保税の減免措置の財源 問題について意見述べたでしょ。それはだめだと言 う人は一人もいなかったんです。それを加えるかど うかは議長一任となったんです。外すんなら外すで もそれは場合もあるかもしれんですよ、考え方があっ て。それだったら外すなら外すと一言ぐらいあって もいいけど、何もないんです。議長一任となったも んだから、菅議員に質問したのは、議長から直接お 話があって、入れないということになったんですかっ ち質問したんです。答弁がないんです。それは納得 いかないでしょ。

それから、今の菅議員の説明では、全国議長会で 議決したことでそのままの案文なんだから、問題な いとなっているでしょ。しかし、私たちは市民から 選ばれた議員ですから、よく理解せんまま賛成とか 反対とか言えないでしょ。本当に豊後高田市民にとっ て、これを出すことが有利かどうかというのは、私 は分からんから朝から勉強したんです。ところが、 大分市については、これは議員も固定資産税につい ては、こんな減額措置があるかという議員独自で意 見書を出すという新聞に載ったことがありますね、 あるでしょ。

全国的に議長会が占めている大きいところについては、これをやれば、それは交付税は全然もらっていない、地方交付税をもらっていないんだから、市民から直接固定資産税、自動車税をもらったほうが得ですわね、財政運営、楽でしょ。ところが、豊後高田市の場合はその分、わざわざコロナに引っかけて、コロナで影響した方についてはそういう固定資産税の軽減措置があるんだけど、その固定資産税の軽減措置を今年度限りで打ち切れという要求なんです。打ち切られたら、今まで助かった人がまた負担せにやいかんことになるでしょうというのが私の見解なんだけど、私の理解が間違いなら間違いということで、菅議員が反論してもいいんですよ。

私の勉強した限りでは、豊後高田市については、これをやれということになったら、今やっと軽減措置があるのに、軽減措置を止めろということになれば、直接市民、軽減を受けとる方については負担が増えるんじゃないかと思うんです。だから、よってこれは反対なんだけど、そういう理解でいいんですかと。私はそういう理解なので、私の考えが間違いならば反論してくださいよという質問なんです。本

当に理解も何もしていなくて、議長会が決めたんだ から、うんもすんも言わずこれに従えということじゃ ないでしょ。地方自治、議会ですから、議長会から も依頼を受けなくても、今、中尾議員は11項目の提 案をしたわけです。それは複数の議員がおればでき るんです。権利を持っているんです。それを議長会 がこう言うから右に従えと。宇佐は従っていないで すよ。宇佐は総務委員会で変えていますよ。高田は よく分からないままで、分かっているなら分かって いる、そんなこと大石さん、あんたが言うようなこ とはないよと、豊後高田市にとっても豊後高田市民 にとってもこの意見書でこういう方向になれば得だ ということがあれば、説明してもらえばそれは納得 できるけど、今の答弁では、全国議長会が議決した んじゃから、それに従っただけだというんだったら、 私は理解できないので、議長、ちゃんと答えさせて もらえませんか。

〇議長(北崎安行君) 15番、菅 健雄君。

○15番(菅 健雄君) 大石議員に再度お答えいた します。

先ほど私が説明したとおり、全国議長会でそういった機関で決まったことで、今、豊後高田市議会もそういうことにしたということには、前回説明したとおりでありますので、ご理解願いたいと思います。

O議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

O16番(大石忠昭君) 今の答弁を聞いても、前の 答弁と同じ全国議長会が議決したことだからご理解 お願いしますということでしょ。それは、一回聞い たら分かりますよ、これが全国議長会云々ちゅうの は。全国議長会からこういう通達が来たよね。これ 全部配っているんです、議員は。代表者会で。それ でいうと、今年の7月19日付で受け付けているん です。全国議長会が全国市議会に送っているわけで す。私たちがもらったのは9月9日の日でしょ。だ けどよく読んでみたら、先ほど言ったように固定資 産税の問題についても、あるいは自動車税の問題に ついても、これを軽減措置があるのに軽減措置をな くせということになったら、市民の負担が増えるこ とになるので、市民にとっては困るんじゃないかな と私は思ったんだけども、そういう理解の上で、全 国議長会が決めたんだからそれに従うちゅうことに なったかどうか全然ないんです。私の理解が間違い なら間違いでもいいですよ。

私の理解はそういうふうに、地方交付税を交付されていない市にとっては、これをやって市民から直

接税金を、それは軽自動車税についても固定資産税についても、もらったほうが得ですよ。それは分かるけれども、豊後高田市みたいに自主財源が足らなければその分は交付税で上乗せしてくれるんだから、そのとこについては、実際に市民から今は軽減されている分を軽減をこれでやめろという意見書なんですよね。そういうふうに私はとっているんですけど、それが間違いなら反論してくださいと。間違いでなかったら、この分は取り下げてもらえないでしょうか、もう一回聞きます。

それから、国保税の減免分については、くどいよ うに言いますけど大事な問題なんです。これ、昨年 度については市が減額したものについては、1世帯5 0万円であっても、全額国からもらえたわけでしょ。 一切市の財源に影響しなかったんです。佐々木市長 もそれは担当課について、それはやれと、申請が来 たらどんどんやれという姿勢を示してくれましたわ ね。それはすごいと思います。佐々木市長もそうい う点で立派なんです。その次なんです。市長会にお いても、今年度というか令和2年度については、市 町村が減額した分の4割しか国が負担をしないとなっ たんですね。前の年は100%負担したんですよ。4割 なんです。それで九州市長会はそれはおかしいじゃ ないかと、今までどおりに100%出せという要求なん です。それは立派でしょ。九州市長会、立派と思い ます。だから、豊後高田市議会で今日は意見書を提 案して議論をしているわけだから、私は代表者会議 においてそのことを要求したんです。そしたら議長 一任となったんです。議長から返事も何もないまま、 今朝もらったらそれは入っていないでしょ。だから、 議長と提案者の菅議員、元議長ですね、何か話合い をした結果、大石から提案されている国保減免につ いてはもう取り上げんやったということになったか どうかということを聞いているのに、答えがないと いうことは、全然、議長と菅議員は今回も話合いを していないちゅうことですか。そこもうはっきり市 民の前にしてください。ご理解願いますじゃいかん わけよね。

これ、全国の議長会がこのまま、原文のままやったかどうかも調べていないでしょ。大分県で分かっているのは、宇佐市では原文のままじゃないことは分かりました。原文のままやらなくてはならないなんていうことはないと思います、それは。そのための地方自治、地方議会でしょ。そういうことから見て、私の意見が間違いになるなら間違いということ

を反論してもらって、これでいくというなら分かる けど、反論もできなくて、ただ全国議長会が決めた ことやからそれに従えちゅうのは、ちょっとそれを 納得させるというのは無理な話じゃないかと思うん で、もう一回、明らかにさせてもらえませんか。北 﨑議長の責任で、菅元議長に発言をさせてください。 北﨑議長に要請しております。

〇議長(北崎安行君) 15番、菅 健雄君。

O15番(菅 健雄君) 大石議員にお答えをいたします。

まず、先に北﨑議長と私及び賛成者の黒田健一議員には何もこの件についてのやり取りはありませんでした。それと、私なりの解釈ですけど、今回のこの意見書提案については、同じことになりますけど、全国市議会議長会の定期総会、それから、地方財政委員会の中でも、日本国中いろんな経済状態のとこがある中で、いろんな議論があったと思うんです。そういった中でこういった結論が出たということを理解しておりますので、その内容により提出したいと思っております。そういうことでいいですかね。

今、大石議員の言われたようなことは全国議長会の定期総会とかそんなのでも、そういった意見については相当出ていると思うんです。だけど、最終的にはこの内容に落ち着いたということで、私どももその内容によって意見書を提出したいと思っておりますんで、よろしくお願いします。

(○16番(大石忠昭君) 議長、もう3回しかできませんので質疑を終わります。)

〇議長(北崎安行君) ほかに質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭です。 意見書案第3号について、反対討論をいたします。 先ほど、3回にわたって質疑をいたしましたけれ ども、納得ができるような答弁が私はなかったとい うように思います。この文面は、私なりに各所のも のとも比較してみましたけれども、この5項目につ いて、そのままのところとそうでないところがあり ます。しかし、今の提案者の菅元議長の答弁では、 全国議長会で議論があって総会でも議決したことな んだから、もうこれでいきたいということですかね。 いうことなんですけども、地方議会においては、地 方自治法において、この豊後高田の16人の議員であれば、2人以上あれば誰からでもどんな提案でも意見書案ができます。それで先ほど中尾議員からも提案があったんです。それも地方財政の財政強化の問題でありましたわね。11項目あったんです。今度は全国議長会の立場から5項目なんです。

中尾議員から提案されている11項目の内容と今度の内容が違うでしょ。よく読んでみてください。私たちは全国議長会が総会で決定したからそれに従わなくてはならないというのは、法律的には、あるいは条例的にも全くありません。地方自治ですから。提案者が、宇佐だったら、宇佐は総務委員会で議論をして、総務委員会での案を出すんです、総務委員長は。そうでしょ。今回、菅議長は総務委員長でありますね、今。だから出したんですけど、私は総務委員ですけど全然相談を受けておりません。今聞いたら、代表者会議では北﨑議長一任となったというけど、全然話し合いもしていないことも分かりました。私は、議長からも菅議員からもこのことについて一切、相談を受けておりません。意見は正式な場で述べていますけど。

よって、とにかく全国議長会の議決優先と、これ に従いなさいということですわね。それで、私はま だ勉強不足です。もっと勉強しますけど、今分かっ た範囲では、固定資産税の軽減措置があるのに軽減 措置はもう打ち切れと。打ち切れとなっているでしょ。 これ以上続けてはならんとなっているでしょ。そし たら、それは軽減措置を受けている市民にとっては 負担増になるでしょと。しかし市は財政的に入るけ ども、それは交付税を受け取っていない不交付団体、 大分市などについては、それは議会のほうからそん な軽減措置があったらいかんと、出してくれと。じゃ ないとうちは地方交付税もらえないんだから、市民 から固定資産税もらうんだからそれをやれという独 自の意見書を出しているわね。そうでしょ。だけど、 豊後高田市においては、自主財源が足らない分は地 方交付税で補ってもらっているんだから、やっぱり 今の制度を議会のほうから打ち切れなんていう要求 をする必要はないと思うんです。

自動車税についても、やっぱり環境問題は世界中の大きな問題で、そういう新しい車を購入すれば、そういう排ガス規制のいわゆる環境緩和のために次々と自動車が開発されていますね。それについては自動車税を軽減しているんです、現在。その軽減も打ち切れということなんです。その分、軽自動車税は

市町村に入りますわね。だから、交付税を受けていない不交付団体ならば市民から税金が入るからいいですよとなるわけだけど、うちの場合は、自主財源が足らないものは地方交付税で補ってもらっているから、そうわざわざあるものを、そういう税金についても市民から取れ取れという立場を議会が立たないかんということはないんじゃないですかと。それで私の考えが間違いならば反論をと言ったけど、反論全然なかったんですよね。でしょ。

今、私が勉強した範囲です。朝勉強した範囲です、これ。 5項目全部もう少し勉強してみますけど、その範囲でも、これは地方のいわゆる周辺部の地方の議会がこれを議決すべきじゃないと。大都市はそれはやってもいい、本人たちが決めればいいことだけど、地方の都市としては、やるべきではないけどもということで、日本共産党は、例えば、福岡などでは賛成したところもありますけど、もう熊本などではかなりのとこで反対しています、このことについては、今分かっている範囲では。

よって、私は、意見書案第3号については反対をいたします。

今後、こういう種の意見書を提出する場合は、やはり今聞いたら、議長と元議長、議長一任と言いながら、北﨑議長は元議長と全然話をしていないちゅうのは、へえ、まだそういう関係かなんかと思って私はあきれています。それじゃあいかんと思います。やっぱり、いろいろ今まであっても、私も堂々とこの場で反対は反対と述べています。 賛成は賛成と述べます。それぐらいの議論が必要だと思うんですけど。

今後、やっぱり私は北﨑議長になってからこの問題全然ないですよ。当然、だから質問する権利があるから質問もしたし、討論をする権利があるから議論をしているんです。あくまでも市民の側に立っています。市民の利益のために、やっぱり質疑や討論をして頑張りたいと思っております。まだまだ元気ですから、引き続き頑張りたいと思います。ご賛同をお願いをします。

終わり。

○議長(北崎安行君) ほかに討論ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北崎安行君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから、意見書案第3号を起立により採決 いたします。 議席に設置されている可否いずれかのボタンを押 した後に、問題を可とする者は起立してください。

意見書案第3号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(北崎安行君) 起立多数であります。

よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長(北崎安行君) 日程第7、議員派遣の件に ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北﨑安行君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付 してありますとおり派遣することに決定いたしまし た。

なお、諸般の事情による変更または中止について は、その決定を議長に一任願いたいと思います。こ れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北﨑安行君) ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は 全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回豊後高田市議 会定例会を閉会いたします。

午後0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 﨑 安 行

豊後高田市議会議員 於久弘治

豊後高田市議会議員 大石忠昭